

第960回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和4年9月13日(火)午後1時30分

2 招集場所 第一会議室

3 出席者 伊東教育長、齋藤委員、千木良委員、小室委員、小川委員、佐浦委員

4 説明のため出席した者

嘉藤副教育長、遠藤副教育長、渋谷参事兼総務課長、高橋教育企画室長、佐々木福利課長、鏡味教職員課長、佐々木義務教育課長、遠藤高校教育課長、市岡特別支援教育課長、熊谷施設整備課長、大宮司保健体育安全課長、武田参事兼生涯学習課長、天野技術参事兼文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第959回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第960回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名、議事日程について

伊東教育長 小室委員及び佐浦委員を指名する。
本日の議事日程は、配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 職員の人事について

伊東教育長 「7 議事」の各号議案については、非開示情報等が含まれているため、その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議等については、秘密会とする。

秘密会とする案件について、先に第2号議案のみを審議し、第1号議案については「10 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議等を行うこととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策【いじめ防止対策推進条例第23条に基づく報告】について

(説明者：遠藤副教育長)

いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策【いじめ防止対策推進条例第23条に基づく報告】について説明申し上げます。資料は、1ページ及び別冊である。

この報告は、いじめ防止対策推進条例第23条第7項の規定により策定した「宮城県いじめ防止基本方針」の実施計画に基づき講じた施策及び目標指標等の取組状況をまとめたものであり、同条第9項の規定により、9月定例会議に報告する予定である。

資料1ページを御覧願いたい。上段に、基本理念である「いじめ防止対策推進条例」の第3条を示し、その下に令和3年度に講じた施策、右下に目標指標における進捗状況をまとめている。

左側中段、令和3年度に講じた施策についてであるが、まずは、「1いじめ問題対策連絡協議会の設置」

である。児童相談所、法務局、弁護士、医師等の第三者による委員で構成されている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため開催を見送ることとなった。

「2 県教育委員会の附属機関の設置」については、専門的な知識及び経験を有する第三者等による、公平性、中立性を確保した附属機関である「宮城県いじめ防止対策調査委員会」を設置し、調査等を行った。

次に、「3の① いじめ防止対策の推進」のうち、「イ」の取組について、2市3町での研究指定を行い、未然防止の観点から、「絆づくり」「居場所づくり」を推進し、「学校が楽しい、行きたい」と思えるような学校づくりに取り組んだ。「ロ」については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や来所相談、電話相談、SNSを活用した相談事業、そして各相談機関等を紹介する「周知カード」の配布等、悩みを一人で抱え込まないように周知等を図った。「ハ」の取組については、スクールロイヤーによる「いじめ予防教室」の実施や「いじめ防止動画コンクール」を実施し、いじめを生まない学校づくりをしていこうという意識の醸成を図った。

次に、「3の② いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実」における、「イ」についての取組は、総合教育センターでの各種研修に加え、スクールカウンセラー等を講師とした校内研修を推奨するとともに、各校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のケア支援員を配置するほか、在学青少年育成員や心のサポートアドバイザーが学校を訪問し直接助言した。「ロ」の取組については、すべての小・中・高等学校及び希望する特別支援学校にスクールカウンセラーを配置・派遣するとともに、県内すべての市町村と希望する県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置した。「ハ」の取組については、スクールロイヤーを各教育事務所に配置し、定期相談を実施したり、学校の求めに応じてケース会議に派遣し、助言したりするなどの支援をした。

次に、「3の③ SNS、ネット上のいじめの事案対処体制整備」については、仙台市を除く小・中・高・特・私立学校を対象にネットパトロールを実施し、インターネットでのいじめ被害の未然防止に努めた。

次に、「3の④ いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実」及び「3の⑤ 県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実」については、県立学校においていじめ対策年間計画を策定し、いじめアンケート、個人面談の結果について情報収集や共有を図ったほか、地域とともにつくる魅力ある県立学校支援事業を32校に指定し、地域とともにいじめ防止に取り組む土壌を育んだ。

「4 県立学校の設置者として実施する施策について」は、①から⑩のとおり、教員の研修、生徒主体の活動、連携体制の構築等に取り組んだ。

「5 私立学校に関する施策」については、宮城県私立中学校高等学校連合会会長部会において、各学校に対し、いじめ重大事態が発生した場合の対応や報告手順などについて確認を行った。

次に、「6 その他」であるが、県教委等が主催する研修会の参加について私立学校に研修機会の提供を行った。

最後に、「目標指標における進捗状況」について御説明申し上げる。目標指標の1は、小・中学校において「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童の割合が85.8%、生徒の割合が87.5%と、初期値を上回っている。これについては、魅力ある・行きたくなる学校づくりの意義や必要性が少しずつ浸透し、取組が進んできていると捉えている。

次の目標指標の2についても、小・中学校において「子どもたちと遊んだり、話したりするふれあいの時間をつくっていた。」の設問で「十分できた」、「ある程度できた」と回答した学校が、小学校は93.2%、中学校は91.7%であった。目標値には達していないが、初期値を上回っており、今後も児童生徒の様子をきめ細かに見取っていくべきであると考えている。

続いて、目標指標の3は、高等学校において特別活動における「いじめの未然防止の取組」の実施状況の割合で設定している。実施実績については、62.8%で、初期値を下回る結果となったが、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等により、指導計画の変更があったためであると分析している。

目標指標4は、特別支援学校において「学校は、いじめ未然防止及び早期発見、早期対応に努め、安心して生活できる教育環境づくりに取り組んでいる。」と答える保護者の割合を設定した。これは、今年度からの取組であるため、取組状況等については、来年度に報告することとなる。

本件については、以上である。

(質 疑)

小 川 委 員

資料の3では、いじめが起きてしまったときにどう対処していくかという点と、どのようにいじめを未然に防止するかという点の2つの視点があるようだが、気になったのは道徳教育との関係についてである。最近では、SNSやインターネット上のトラブルも起きている。どういった場面で気持ちが揺れて、「言うてはいけないこと」を言ってしまうたり、「やめてはいけないこと」をやってしまうりするののかということや、そういった場面をどう乗り越えていくのかを学ぶことも必要である。これだけいじめの事案があるのであれば、それらを分類・整理することで、道徳教育に活用できる部分もあるのではないかと。事例が特定されないような配慮をしながら、子供たちが直面したときに悩んでしまうような場面を設定して、みんなで討議するなど、道徳教育を充実させていくことも重要だと思いが、この点についてどのように考えているか。

義 務 教 育 課 長

道徳教育については、道徳科という教科として学んでいく部分と、学校生活全体で道徳的な資質を育てていく部分のふたつの観点があると思う。掃除やあいさつなど、子供たちの日常的な行動を教員がどのように見取って支援・指導をしていくかが非常に大切であり、道徳科だけで完結するものではないと考えている。教員がそれぞれの場面をしっかり見取って、子供たちが納得できる言葉で指導していくことや、委員御指摘のとおり子供たちが直面する様々な場面を教員間で共有しながら、どのように働きかけていくことでいじめを生まない学校づくりができるのか、知見を蓄積してケース会議や研修などに役立てていくことが重要であるので、教科としての道徳を含め、道徳教育の充実については今後も働きかけてまいりたい。また、どのように働きかけることがより効果的かということについては、資料にもあるとおり、スクールロイヤーやスクールカウンセラーといった専門家からの御助言をいただきながら、学校の中で充実できるよう働きかけてまいりたい。

小 川 委 員

教科としての道徳では、教科のねらいや評価が関係してくるため、全ての時間をいじめの案件に費やすことは難しいことは理解している。以前、教科用図書採択にあたり、道徳の教科書を読んだが、様々な場面が設定され、子供たちに考えさせるような内容になっており、よくできているなど感心した。答えはなくとも深く考えさせられるような場面設定をして、それについてどう思うかという教育は重要だと思う。例えば3人組で座席に座る際、2人と1人に分かれてしまったという場面では、1人になった方が疎外感を抱いたり、2人の会話についていけなかったりといったことがきっかけになり得る。そういった場面を設定して、どう乗り越えていくのか、どうしたらみんなが気持ちよく学校生活を送ることができるのかといったことを議論するということが大事なので、道徳の時間に限定せずともそういう教育をしていただけるといいなと感じた。

義 務 教 育 課 長

いただいた御意見を参考にしながら、より良い道徳教育に繋げられるよう努力してまいりたい。

千 木 良 委 員

道徳教育の場面では、子供たちに考えさせることを大切にしているにもかかわらず、実際に子供たち同士でトラブルがあった時に、手っ取り早く謝らせて終わらせてしまうという対応を大人がしてしまうことは非常にもったいないと感じる。似たようなことは診療の際にもあって、親が子供にあいさつや返事をさせることだけに注力してしまっていて、できたことを褒めることもしないので、子供は怒られないようにとりあえずその時だけは言われたとおりにしているという場面に遭遇することがある。このように、表向きだけでできていけば良くて、なぜそうしなければならないのかということがないがしろにされてしまう、ということが現場で起きてしまうのはとても残念なことだと思う。道徳教育は子供への教育であると同時に、問題が起きたときに現場の教員がどのように解決に結びつけていくかという視点も重要だと感じる。

義 務 教 育 課 長

いじめに関することに限った話ではないが、残念ながら、教員が早く解決しようとする

るあまり、謝罪の場を設けて終わりにしてしまうことがないわけではない。そのため、我々としては、謝罪して終わりではなく、双方が納得していい関係づくりに繋げられるような解決方法を学校で考えてほしいということをお伝えしているところである。委員御指摘のようなフィードバックもないような指導ではなく、あくまでも子供たちを中心にして、どのような支援や働きかけが子供たちの成長に繋がるのかということ十分に考えながら支援してまいりたいと思う。

10 専決処分報告

(1) 第385回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：嘉藤副教育長)

第385回宮城県議会議案に対する意見について御説明申し上げます。資料は、1ページから5ページまでである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、8月30日付で知事から意見を求められたので、議案の内容について御説明申し上げます。

資料3ページの「第385回宮城県議会議案予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、総額14億5,338万8千円を増額計上するものである。

次に、「2 事業の概要」であるが、第5号分として、県立高等学校における1人1台端末環境の実現や、県立学校におけるICTを活用した授業環境の充実のため、生徒への貸出等を目的としたタブレット端末及び教職員用タブレット端末等を追加整備するほか、新型コロナウイルス感染症対策のため、社会教育施設で活用する衛生資材等の購入に要する経費や市町村立幼稚園等の設置者が行う感染症対策事業に対して補助するための経費を計上している。また、第6号分として、令和3年、令和4年に発生した福島県沖地震で被災した文化財の修理・修復に係る事業費の一部を指定文化財所有者等に対して補助する経費を計上している。

資料4ページの「第385回宮城県議会議案予算外議案の概要」を御覧願いたい。条例議案であるが、議第159号議案及び議第160号議案は、管理監督職員に対する勤務上限年齢制の導入に伴う規定の整備のほか、定年引き上げに伴う所要の改正を行おうとするもの、議第161号議案は、宮城県大河原産業高等学校を新設するとともに、宮城県志津川高等学校の名称を宮城県南三陸高等学校に変更等しようとするものである。

次に、資料5ページの条例外議案であるが、議第163号議案は、県立学校において使用する無線アクセスポイントを取得することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、9月5日付で専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

(2) 令和5年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について

(説明者：遠藤副教育長)

令和5年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について御説明申し上げます。資料は、6ページから9ページまで及び別冊である。

はじめに、資料7ページを御覧願いたい。令和5年度に県立の高等学校及び特別支援学校高等部のうち高等学校に準ずる教育を行っている学校で使用する教科用図書については、「採択の流れ」の中段にあるように、資料8ページの「基本方針」及び資料9ページの「採択基準」に基づき、各学校において、最も適切な教科用図書を選定することとしている。また、令和4年度から新学習指導要領が年次進行で実施され

ることから、各学校においては、3年生以上の生徒が使用する平成21年告示学習指導要領に基づく教科用図書と、2年生以下の生徒が使用する平成30年告示学習指導要領に基づく教科用図書を、それぞれ選定することとなるため、昨年度と同様に慎重な調査研究が求められている。

これらを踏まえ、各学校においては、県の定める「基本方針」及び「採択基準」に基づき、5月中旬から6月下旬にかけて、教科用図書の調査研究を行い、学校の特色や生徒の実情を踏まえ自校の教育課程と照らしながら、採択を希望する教科用図書を選定し、その結果が県教育委員会に報告されている。

県教育委員会では、各教科の担当指導主事及び有識者からなる「令和5年度使用の宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会」を庁内に設置し、各教科の担当指導主事による学習指導要領の趣旨を踏まえた教科用図書の調査研究及び各高校からの採択希望報告に対する事前審査を基に、各高校における採択希望の妥当性について審査を行った。

その結果、各高校における教科用図書の選定については、学習指導要領が掲げる主体的・対話的な深い学びの実現、生涯にわたって探究を深める力を育成するという観点からみても、教科用図書の調査研究が適切に行われており、いずれの教科においても「妥当である」と判断された。

次に別冊を御覧願いたい。これは、採択希望のあった教科用図書を学校別に整理した一覧である。表紙の裏には、各学校の記載ページを示している。採択を希望する教科用図書については、1ページから67ページに示している。また、特別支援学校高等部のうち、高等学校に準ずる教育を行っている4校分については、68ページから75ページに示している。

先ほど御説明した審査委員会の結果を踏まえ、県教育委員会では、この別冊のとおり、教科用図書を採択することとし、このことについて、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、9月5日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により御報告する。

今後も公正かつ適正な教科用図書の採択に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

(3) 令和5年度使用県立中学校教科用図書の採択について

(説明者：遠藤副教育長)

令和5年度使用県立中学校教科用図書の採択について御説明申し上げます。資料は、10ページから11ページまでである。

県立中学校において使用する教科用図書については、原則として4年間同一の教科用図書を採択することが求められており、3年目にあたる令和5年度は、令和2年度に採択したものを引き続き採択することとなる。

各中学校では、校内に「教科用図書選定調査委員会」を設置し、現在採択している教科用図書の評価も含め、全ての教科用図書について調査・研究を行い、その結果、「全ての教科書の継続使用を希望する」との報告がなされている。

県教育委員会では、各教科の担当指導主事及び有識者からなる「令和5年度使用の宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会」を庁内に設置し、各中学校からの報告に対する各教科の担当指導主事による事前審査をもとに、各中学校の教科用図書の調査・研究の妥当性について審査を行った。審査委員会では、「各中学校の教科用図書の評価が適切になされていることから、継続使用に関する評価は妥当である」と判断された。

審査委員会のこの判断を踏まえ、資料11ページの「教科・種目別採択一覧」のとおり教科用図書を採択することとし、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、8月18日付けで、専決処分したので、同条第2項の規定により御報告する。

今後も公正かつ適正な教科用図書の採択に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

(4) 令和5年度使用県立特別支援学校小学部及び中学部教科用図書の採択について

(説明者：遠藤副教育長)

令和5年度使用県立特別支援学校小学部及び中学部教科用図書の採択について御説明申し上げます。資料は、12ページから17ページまでである。

令和5年度に県立特別支援学校小学部及び中学部で使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、本県の採択基準に基づき、教育委員会で作成した選定資料を参考として、各特別支援学校で、候補である教科用図書の選定を行った。

その後、各学校から提出された、採択を希望する教科用図書について、大学教授や各障害種の特別支援学校長で構成された教科用図書採択検討会議において、新学習指導要領との関連、小・中・高の学びの連続性や生涯学習の視点等から審議した結果、令和5年度に使用する教科用図書として、いずれも妥当であると判断いただいた。

この審議結果を踏まえ、県教育委員会では資料14ページから17ページのとおり教科用図書を採択することとし、このことについて、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、令和4年8月23日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により御報告する。

今後も、公正かつ適正な教科用図書の採択に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質疑なし)

1.1 課長報告等

(1) 令和4年度学校基本調査速報（宮城県）の概要について

(説明者：総務課長)

令和4年度学校基本調査速報（宮城県）の概要について御説明申し上げます。資料は、1ページから4ページまでである。

この調査は、統計法に基づき、文部科学省が、毎年、5月1日現在で実施している基幹統計調査である。先月24日に速報が公表されたので、本県の状況について御報告させていただく。

なお、速報では、公表項目が、学校数、学級数、在学者数及び教員数に限定されており、12月の確報では、これらの項目に加え、学校施設や卒業者の進路状況等について公表されることとなる。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。「1 学校（園）数、学級数、在学者数及び教員数の増減（対前年度）」では、令和3年度からの増減の状況をまとめている。「(1) 学校（園）数」については、小学校が7校、中学校が2校減少している。これは、気仙沼市、角田市及び丸森町における小・中学校の統廃合によるものである。「(2) 学級数」については、小学校で19学級が増加した一方、中学校で14学級、特別支援学校で12学級が減少している。小学校における学級数の増加については、特別支援学級の増加や、学級編成基準の引下げに伴う取組等によるものと考えている。「(3) 在学者数」については、特別支援学校で33人増加した一方、小学校で1,098人、中学校で501人、高等学校で1,217人それぞれ減少している。「(4) 教員数（本務者）」については、小学校で32人、特別支援学校で13人増加した一方、中学校で41人、高等学校で47人減少している。

学校種ごとの詳細な増減数については、2ページの表1を後ほど御覧願いたい。また、3ページの表2には、学校種ごとの新設及び廃止の状況をまとめているので、こちらについても、後ほど御覧願いたい。

資料4ページを御覧願いたい。「2 在学者の推移」について、小学校及び中学校の在学者数は、昨年度に引き続き、昭和23年度の調査開始以来、過去最少人数を更新している。また、高等学校では、平成3年度に増加のピークを迎えて以降、ほぼ毎年減少している。未就学児については、近年、幼稚園において在園者数の減少が続く一方で、幼保連携型認定こども園においては在園者数が増加している。図1には、調査開始以来の学校種ごとの在学者の推移をお示ししているため、後ほど御覧願いたい。

本件については、以上である。

(質 疑) |

千木良委員 | 3ページの表で、幼保連携型認定こども園の増加が顕著だが、理由について伺いたい。

総務課長 直接の担当ではないので詳細な回答は難しいが、時代の要請により、幼稚園と保育所の機能を併せ持つこども園が増え、幼稚園が減少している状況である。幼稚園からこども園に移行しているものも一定数ある。

千木良委員 時代の要請というのは、やはり働く女性が増えていることと理解してよいか。

総務課長 お見込みのとおり、働く女性が増えているという状況を踏まえての時代の要請と考えている。

小川委員 2ページの表で、在学者数は全体的に減少傾向だが、高校の通信制だけが増えている。これに関連して、表の下の注3の説明がよく分からないのだが、どういう意味か教えていただきたい。

総務課長 表の一番下の合計には、高校の通信制の在学者数等は計上していないということである。

小川委員 合計には含まれていないが、生徒数は増えているということによいか。

総務課長 お見込みのとおり。表の「増減数」に記載の人数が増えている。

小川委員 ダブルカウントしないよう、合計には含めないということか。

総務課長 統計の方法として、高校の通信制の生徒数は外数とし、合計数には含めないこととなっている。なぜそのような方法となっているかについては、今この場で説明することは難しい。

伊東教育長 そのような統計方法となっている理由については、確認をお願いしたい。

(2) 令和3年度学校保健統計調査の結果について

(説明者：保健体育安全課長)

令和3年度学校保健統計調査の結果について御説明申し上げます。資料は、5ページから13ページまでである。

この調査結果については、企画部統計課が8月17日(水)に公表したものである。

5ページを御覧願いたい。この調査は、学校における幼児・児童・生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的として、文部科学省が県に依頼して行っている調査である。「3 調査の範囲・対象」については、表のとおり抽出調査となっている。

6ページを御覧願いたい。「5 調査事項」についてであるが、発育状態については、身長、体重を、健康状態については、栄養状態や目、鼻、歯・口腔等の疾病、異常の有無を調査しているが、速報では、疾病・異常被患率等の都道府県別データの公表はない。

7ページは、調査結果の概要、8ページは発育状態、健康状態の統計資料である。

8ページの第1表を御覧願いたい。身長については、男子の中学校3年生、女子の中学校3年生及び高等学校3年生を除いた男女の全ての学年で、全国平均を上回っている。体重については、男女ともに全ての学年において、全国平均を上回っている。

9ページを御覧願いたい。「Ⅲ 肥満傾向児の出現率」については、男女ともに全ての学年で全国値より高くなっている。前年度と比較すると、特に女子においては、中学校・高等学校の全ての学年で肥満傾向児出現率が増加している。

10ページを御覧願いたい。令和3年度は、全国的に肥満傾向児は減少傾向が見られ、本県においても、男女とも小学校5年生では同様の傾向となっているが、中学校2年生では、逆に増加傾向となっている。

11ページを御覧願いたい。むし歯の状態を記載している。むし歯は、全ての学校種別において全国値より高く、被患者の割合は、幼稚園と高等学校で前年度より増加している。むし歯がある者は、ピーク時の昭和40～50年代より減少が続いている。なお、中学校1年生のDMF歯数は、昨年度と同様、0.9となっており、全国平均の0.63よりも0.27ポイント高い割合だが、改善傾向にある。

12ページを御覧願いたい。裸眼視力1.0未満の者の割合を記載している。全ての学校種で増加傾向が続いており、年齢が高くなるにつれて増加する傾向もある。特に、中学校においては近年、全国値よりも3ポイントから5ポイント程度高い傾向が続いている。

13ページを御覧願いたい。今回の調査の結果から明らかになった「課題と取組」をまとめている。

課題としては、肥満傾向児出現率、むし歯被患者の割合が高いことから、幼児期からの正しい生活習慣の確立と、運動機会の創出など、教育活動全体を通じた継続した取組が、引き続き必要と考えている。また、家庭との連携はもちろんのこと、地域ぐるみの健康推進事業と連携した健康教育の取組も一層必要である。

これらのことを踏まえて、今後の取組の方向性としては、「学校と家庭それぞれの取組を明確にしつつ、健康課題解決に向けて連携を深めること」、「肥満」や「むし歯」の減少や健康に関する意識の向上など、健康教育の取組を推進すること」などを考えている。

なお、令和3年度に実施した児童生徒の生活習慣に関する調査の結果から、データに基づいた、肥満やむし歯の課題解決に向けた具体的事項が分かってきたので、これらのことも踏まえながら、今後、さらに健康教育の取組を推進していく。

本件については、以上である。

(質 疑)

小 川 委 員

肥満傾向児の出現率について、全国値との比較がなされているが、この全国値と比較することの意味について伺いたい。全国には様々な都道府県があるが、人口が多いのは関東圏や関西圏などであり、全国値はそういった都市部の影響を大きく受けてしまうと思う。都市部は公共交通機関での移動が多く、宮城県と比べて車移動の頻度が少ないため、普段からの運動量が大きく違うということが影響するのであれば、こういった結論になると思う。全国値との比較だけでなく、宮城県と人口やその他の条件がよく似た県のデータと比較したり、都市部の都道府県と比較したりして、本当に宮城県の肥満傾向児の出現率が高いのかを見ていく必要もあると思うし、宮城県特有の原因を探るためにも、全国のデータをもう少し分解してもよいのではないか。

保健体育安全課長

これから深く分析を進めていく中で、いただいた御意見を参考にしながら進めていきたい。

千 木 良 委 員

検診などでは、現状維持で問題ない層、学校の検診以外に定期的な検診を受けるなど家族全体でむし歯予防に取り組んでいる層、年齢が低いにもかかわらず非常に重度の腐食が見られる層に分かれる。正確なデータに基づいて申し上げるのは難しいが、私自身の経験や周囲の歯科医からの話を踏まえると、そういった年齢が低いにもかかわらず重度の腐食が見られる場合は、確実にそうなる理由があると感じている。資料にもあるとおり、夜寝る前に歯磨きをしていなかったり、熱中症対策としてスポーツドリンクを頻繁に飲ませていたり、子供の発達上の問題で歯科にかかりにくかったりと、要因はいくつかあると思うが、今後はそういった層に対するアプローチも必要だと思う。先ほど幼保連携型認定こども園の増加について質問したが、園によってはむし歯予防に対して熱心ではないところもあって、こども園が増えるというのは女性の社会進出にとってはいいことだが、家庭できちんと子供を見てくれる人がいないと、子供たちの歯はボロボロになってしまうのではないかと危惧している部分もある。むし歯は、生活習慣によるところが非常に大きく、小さい頃からの積み重ねで重症化させないことが大事な疾患である。宮城県の子供のむし歯の割合が多い少ないという視点も大事だが、むし歯の割合を減らしていくために教育の分野でできることはまだあると思うので、先ほど申し上げた内容も踏まえながら対応していただければと思う。

保健体育安全課長

先ほど御説明した内容にもあるとおり、地域と連携して進めていくことが重要であり、小学校入学段階からスタートしたのでは遅いというデータもあるため、保健福祉部等とも連携して、できるだけ年齢が低いうちから対応できるようにしていきたい。

伊 東 教 育 長

保健福祉部との連携や市町の保健師との連携により、子供が小さい頃から家庭と関わりを持っていくことや、幼稚園、保育所、こども園等でどのように対応していくか検討していくことも必要だと思うので、いっそう情報交換をしながら進めてまいりたい。

(3) 宮城県美術館リニューアル改修基本設計の概要について

(説明者：生涯学習課長)

宮城県美術館リニューアル改修基本設計の概要について御説明申し上げます。資料は、14ページから15ページまでである。

はじめに、14ページを御覧願いたい。「1 設計の経過」であるが、県では、美術館リニューアル改修設計業務委託契約を昨年10月に締結し、設計事業者との協議の過程では、執行委任先である土木部の専門職員や現場の美術館職員を交えながら検討を進め、基本設計の作業を行ってきた。その結果、基本設計の内容がまとまったので、概要について御報告をさせていただく。

本年7月に入ってから、リニューアル基本方針の策定に携わっていただいた有識者の皆様にも内容を御説明のうえ、御意見をいただいております。皆様から内容について一定の御理解をいただいたところである。

なお、いただいた主な御意見については資料下段に記載のとおりである。

次に、「2 設計の概要」についてであるが、15ページを御覧願いたい。まず、資料左上の「基本設計のポイント」において、主要な改修内容を整理している。

はじめに、今回の基本設計では、基本設計のポイントにも記載があるとおり、老朽化対策として、各種設備の更新及び外構等の劣化箇所の修繕を実施し、施設の長寿命化や施設機能の維持、美観の維持向上等を図っていく。

次に、社会状況やニーズの変化への対応として、次の4点をポイントとした改修を実施する。

その1つ目として、①現講堂をキッズ・スタジオ(仮称)、新県民ギャラリーへ用途変更する。具体的には、資料下段の「平面計画」左下の「新県民ギャラリー、キッズ・スタジオ(仮称)」部分を御覧願いたい。この赤枠で囲んでいるところは、現在は講堂となっているが、ここに子供向けの美術体験活動や団体利用の際のオリエンテーション等の多目的な活用を想定した、キッズ・スタジオ(仮称)を設置するほか、現在は地階にある県民ギャラリー機能を移設する予定としている。

なお、ギャラリー機能については、新たに仙台医療センター跡地に整備予定の複合施設においても、ギャラリーを整備する方向で調整が進められていると聞いている。

次に、2つ目として、②現図書室、現映像室を情報・交流ラウンジ(仮称)へ用途変更する。1階平面図中、右端にある赤枠「情報・交流ラウンジ(仮称)」を御覧願いたい。こちらは、有識者からいただいた御意見も踏まえて、現図書室に隣接する現在の映像室も含めた形で、広くラウンジを整備することとした。ここには、収蔵作品データにアクセスできるIT機器の整備を予定しているほか、レクチャーや映像放映ができるスペースも併設し、より自由に多様な使い方ができるラウンジとすることを想定している。

続いて、3つ目として、③現県民ギャラリーを新展示室、新収蔵庫へ用途変更し、「見える収蔵庫」を設置する。地階平面図中、赤枠部分を御覧願いたい。こちらは、現県民ギャラリーの一部であるが、ここに、常設展示にも企画展示にも利用できる新たな展示室を整備する。また、同エリアには、絵本原画等を収蔵ケースから引き出して見ることができるよう展示スペースを設けるほか、「見える収蔵庫」として、絵画等を収蔵状態で見ることが出来る収蔵庫を整備することとしている。

あわせて、セキュリティの都合上バックヤード部分は灰色にしているが、この一部である新展示室の東側部分を新たな収蔵庫に改修し、これまで課題となっていた、収蔵庫の狭隘化の解消を図る。また、その上部の、展示室2の出口付近に赤枠で囲っている階段とエレベーターについては、階段は拡張、エレベーターは向きを変更することにより、地階の新展示室へのアクセスを改善する予定である。

続いて、1階平面図中、上部の展示室1と展示室2を御覧願いたい。こちらは既存の展示室であるが、壁紙・照明等の更新により機能性の向上を図っていくこととしており、この図にはないが、2階の既存展示室も同様の改修をする想定としている。

そして、4つ目として、④レストラン、ミュージアムショップの拡充、トイレ設備更新、授乳室新設等を実施する。1階平面図、中央の「ミュージアムショップ、レストラン」部分を御覧願いたい。こちらは、県民の皆様からいただいた御意見・御要望を参考とさせていただき、造形遊戯室があったエリアまでレストランを拡張し、全体的に図面下側にスライドすることで、ミュージアムショップをその上側に移転・拡

張ることとしている。あわせて、現在ショップがある角の部分には、授乳室を新設する想定としている。

以上により、リニューアル基本方針に掲げた各コンセプトを実現するとともに、現美術館の価値を維持・継承できるような改修を実施していく。

最後に、今後のスケジュールについて御説明する。14ページにお戻りいただき、「3 今後の予定」を御覧願いたい。現時点での予定であるが、今年度末までに実施設計を行い、来年度から改修工事を実施して、令和7年度中の工事完成及びリニューアルオープンを予定している。

今後は工事の実施に向けて、細部の検討を更に進め、年度内の設計完了を目指して、着実に事業を推進していく。

本件については、以上である。

(質 疑)

佐 浦 委 員

だいぶ具体的なイメージができてきたと思う。1, 2階部分については学生の頃によく行っていた場所だったため、もうそんなに時間が経っているのだなと実感したところである。資料は1階、地階となっており、2階の図面がないが、変更はほとんどないということか。

生涯学習課長

おっしゃるとおり図面はないが、2階には展示室があり、1階の展示室と同様、壁紙や照明の更新により、機能性の向上を図っていきたいと考えている。

1.2 資料（配布のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) 令和5年度宮城県公立学校教員採用候補者第1次選考の結果について

(3) 令和5年度宮城県立中学校入学者選抜募集要項等

(4) 美術館特別展「ドレスデン国立古典絵画館所蔵フェルメールと17世紀オランダ絵画」

1.3 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 次回の定例会は、令和4年10月25日（火）午後1時30分から開会する。

1.4 閉 会 午後3時13分

令和4年10月25日

署名委員

署名委員